

日本ルーテル神学校

学 則

(2021 年 4 月 1 日より施行)

日本ルーテル神学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、学校教育法に基づき、キリスト教神学及びこれに関係ある学科を教授研究し、またその実習を指導し、ルーテル教会の信仰に基づいたキリスト教教師及び指導者を養成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、日本ルーテル神学校と称する。

(位置)

第3条 本校の位置を東京都三鷹市大沢三丁目10番20号に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育のいっそうの充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(宗教実習)

第5条 本校は、学生に規定の課程を修めさせるほか、学校内で礼拝を行い、また随時修養会などを開く。

第6条 削除

第7条 削除

第2章 学科、修業年限、定員及び休業日

(学科、修業年限及び定員)

第8条 本校に神学科を置く。

2 同学科に牧師養成コースと神学一般コースを置く。

3 本校の学科、修業年限及び定員は、次のとおりとする。

学科名	コース名	修業年限	入学定員	総定員	学級数
神学科	牧師養成コース	4年	5名	20名	4
	神学一般コース	2年	10名	20名	2

4 入学者の経歴により、本校における修業年限を短縮又は延長することがある。

第9条 牧師養成コースの学生は、8年を超えて在学することができない。

ただし、第23条第1項の規定によって入学した学生は、第23条第2項によって定められた在学すべき年数の2倍を超えて在学することができない。

2 神学一般コースの学生は、3年を超えて在学することができない。

(学年及び学期の終始期)

第10条 本校の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学期は次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第11条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 夏期休業 8月上旬より9月中旬まで

(4) 冬期休業 12月下旬より翌年1月5日まで

(5) 春期休業 2月上旬より3月31日まで

(6) 本校創立記念日

2 校長が特に必要と認めたときは、前項の休業日を随時変更し、また臨時の休業日を定めることができる。

3 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず休業日に授業を行うことがある。

4 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程及び履修方法)

第12条 本校の教育課程及び授業時数は、別表1のとおりとする。

第13条 学生が、卒業のために履修すべき必要単位数は、次の表に定める通りとする。

コース	科目区分	必修科目	選択科目	合計
牧師養成コース	第Ⅰ期科目	68単位プラス 臨床牧会教育Ⅱ	ルター分野から4単位以上 計8単位以上	76単位以上プラス 臨床牧会教育Ⅱ
	第Ⅱ期科目	28単位プラス 宣教研修	ルターを除く各分野から1科目以上 計12単位以上	40単位以上プラス 宣教研修
神学一般コース		2単位	旧約聖書・新約聖書・ ルター・歴史神学の各 分野から2単位以上 計38単位以上	40単位以上

2 牧師養成コースにおいては、各自教会において教会生活を行い、実習に従事するものとする。

3 牧師養成コースにおいては、宣教研修の期間は、特定の教会などで専ら実習にあたる。ただし宣教実務に経験のある者については、その経験を検討して実習の一部を免除することができる。

4 ルーテル学院大学で取得した単位を教授会の審議を経て、校長が本校の卒業に必要な必修科目等の単位として認めることができる。

第14条 履修科目の合否認定は、試験又はそれに代わる方法で行う。

2 授業時間数の3分の1以上を欠席した科目については、認定試験を受ける資格を失う。

第15条 各科目の成績は秀・優・良・可・不可とし、秀・優・良・可を合格とする。

(授業時数の単位数への換算)

第16条 本校の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、次の原則によるものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間ないし30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実習については、45時間の実習をもって1単位とする。

(始業及び終業の時刻)

第17条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

始業時刻	終業時刻
午前 8 時 50 分	午後 6 時 40 分

ただし、特別の科目については、終業時刻以後に開講されることもある。

(教職員組織)

第18条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1人
 - (2) 教員 5人以上(専任3人、併任2人以上)
 - (3) 事務職員 1人以上
- 2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第19条 本校に教授会を置き、校長・教授・准教授・専任講師をもって組織する。

第20条 教授会は必要に応じ校長がこれを招集し、その議長となる。

第21条 教授会は次の事項を審議しそれを校長が決定する。ただし重要な事項については校長が理事会に提案する。

- ① 学生の入学、卒業および課程の修了
- ② 学生に関する休学、退学、復学等重要な事項
- ③ 教育研究に関する重要な事項で校長が定めるもの

第4章 入学、保証人、休学、退学、除籍、卒業及び聴講生

(入学資格)

第22条 本校の入学資格は、次のいずれかとする。

- (1) 四年制大学を卒業した者
- (2) これと同等以上の学力があると認めた者

第23条 次の各号のいずれかに該当する者が、本校牧師養成コースに入学を志望するときは、欠員がある場合に限り、選考の上相当年次に編入学を許可することがある。

- (1) 神学を専門とする大学課程の修了者、又はこれと同等以上の専門知識と経験があると本校が認めた者
- (2) 外国において神学を専門とする大学程度以上の学校を終了し、又はこれと同等以上の専門知識と経験があると学校が認めた者

2 前項の規定により編入学を許可された者がすでに履修した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、教授会の審議を経て、校長が決定する。

(入学時期)

第24条 本校の入学時期は、毎年4月1日とする。ただし、特別の理由があるときは、教授会の審議を経て、校長が後期の始めから入学を許可することがある。

(入学手続及び許可)

第25条 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書その他の書類に必要事項を記載し、第37条に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない。

ただし、ルーテル学院大学の学生及び卒業生はその一部を省略することができる。

- 2 前項の手続を終了した者に対して入学試験を行い、教授会の審議を経て、校長が入学者を決定する。

(保証人)

第26条 本校に入学を許可された者は、直ちに保証人を定め、誓約書等を提出し、別表2に定める入学金等の学生納付金を指定の期日までに納入しなければならない。

第27条 保証人は、本人在学中に係るいっさいの事件についてその責に任じ、本人の保護者又はこれに代わるべき者でなければならない。

- 2 本校の専任教職員は学生の保証人になることができない。

第28条 保証人又は学生の身上に異動のあった場合は、遅滞なくこれを届け出なければならない。

(休学、復学)

第29条 疾病その他やむを得ない事由により、引続き2ヶ月以上欠席しようとするときは、その事実を証明する書面を添え、保証人の連署をもって願い出て校長の許可を受け、休学することができる。牧師養成コースにおいては、休学期間は連続3年、通算4年を超えることができない。神学一般コースにおいては、休学期間は通算1年を超えることができない。なお、休学期間は在学年数に算入しない。

- 2 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て、復学することができる。

(退学)

第30条 疾病その他の事由で退学しようとするときは、医師の診断書その他事由を明らかにした書面を添え、保証人連署をもって願い出て、校長の許可を受けなければならない。

第31条 正当な理由により退学した者が再入学を志願したときは、教授会の審議を経て校長がこれを許可することができる。

(卒業・修了の認定)

第32条 校長は、本校牧師養成コースにおいて4年の課程の必要な単位を取得し、実習及び卒業論文の合格認定を受けた者に対して、教授会の審議を経て修了を認定することができる。

- 2 校長は、本校神学一般コースにおいて2年の課程の必要な単位を取得した者に対して、教授会の審議を経て修了を認定することができる。

第33条 本校所定の課程を修了した者には、卒業証書を授与する。

- 2 本校の卒業時期は、毎学年の終わりとする。ただし、特別な事情がある場合、前条に定める卒業要件を満たしていると認定された者について、教授会の審議を経て、校長が前期末の卒業を認めることができる。

第34条 削除

第5章 賞罰

(褒賞)

第35条 学生で特に賞揚に価する業績のあった者は、これを褒賞することがある。

(懲戒)

第36条 学生でこの学則その他本校の定める諸規則を守らず、学生としての本分にもとる行為があったときは、懲戒処分を行うことがある。

- 2 懲戒は、訓告、停学、退学及び除籍とする。
- 3 退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うものとする。
 - (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業怠慢で、成業の見込みが無いと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて、出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他本校の学生としての本分に反した者
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て校長がこれを除籍する。
 - (1) 学費の納入を怠り、催告を受けてもなお納入しない者
 - (2) 第9条に定める在学年数を越えた者
 - (3) 第29条に定める休学期間を超えてなお就学できない者
 - (4) 長期間にわたり行方不明な者

第6章 入学検定料及び学生納付金

(納付金)

第37条 本校の入学検定料、及び学生納付金の額は、別表2に定めるところによる。

- 2 第8条、第23条第2項によって定められた在学すべき年数を越えて在学する学生は、在学すべき年数を越えた年度以降、その年度の入学者に定められた学生納付金の金額を納めなければならない。

(納入及び納入の特例)

第38条 学生納付金は、所定の期日までに納入しなければならない。

- (1) 前期又は後期中途において、入学した者は、入学した月の属する学期分の学生納付金を、入学した月に納めなければならない。
 - (2) 学年の途中で卒業する者は、卒業する日の属する期末までの学生納付金を納めるものとする。
 - (3) 第36条3項の規定により前期又は後期中途で退学処分とされた者又は第36条4項の規定により除籍された者(第36条4項第1号の者は除く)の当該学期分の学生納付金は、これを返還しない。
 - (4) 上記以外の理由で前期又は後期中途で退学した者の入学金を除く学生納付金は、在籍した月までの月割りの金額とする。
 - (5) 停学期間中の学生納付金は、これを徴収する。
 - (6) 学期開始日の翌日以降から休学を許可され又は命じられた者は、休学を開始する日の前日の属する月までの、入学金を除く学生納付金を月割りで納入しなければならない。また休学中の休学在籍料を除く学生納付金は免除され、別表に定める休学在籍料を月割りで納入しなければならない。
 - (7) 復学した者は、復学した月以降の当該年度の学生納付金を月割りで納入しなければならない。
- 2 学生納付金(入学金及び履修者のみが納付するものを除く)は、特別な許可を要せず前期・後期の2期分割納入を認める。
 - 3 特別の事由により学生納付金(入学金及び履修者のみが納付するものを除く)について所定の期日までに納入の困難な者は、願いにより校長決裁を経て分納もしくは延納を許可することができる。

(納付金の還付)

第39条 すでに納入した入学検定料は、これを返還しない。

- 2 入学を許可された者の内、本校の定める所定の期日までに入学を辞退する者に対しては、納入済みの学生納付金の内、入学金を除く学生納付金を返還する。

第7章 付属施設その他

(学生寮)

第40条 学生寮に関する事項は、校長が別に細則で定める。

(健康診断)

第41条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

第8章 科目等履修生および研究生、委託学生

(科目等履修生)

第42条 授業科目中の1科目または数科目の聴講を希望する者に対しては、教授会の審議を経て、
校長が科目等履修生として聴講を許可することがある。なお、詳細は、別に定める。

(単位の付与)

第43条 科目等履修生として履修した科目について、第12条、第14条、第15条、及び第16条の規定
を適用して単位を与えることができる。ただし、科目等履修生としての期間は神学校正規の在学年数
として換算することはできない。

(研究生)

第44条 本校で特定課題について研究指導を希望する者に対しては、教授会の審議を経て、校長が
研究生として許可することがある。なお、詳細は、別に定める。

(委託学生)

第45条 日本福音ルーテル教会および日本ルーテル教団の委託により、特定課題の研究活動を行う
ことを希望する者に対しては、教授会の審議を経て、校長が委託学生として許可することがある。
なお、詳細は、別に定める。

(証明書)

第46条 科目等履修生、研究生、委託学生が聴講科目の試験に合格したときは、請求により当該科目
につき履修証明書を発行する。

(規程の遵守)

第47条 科目等履修生、研究生および委託学生は、本校の諸規程規定に従わなければならない。

第9章 雑則

(施行細則)

第48条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

付則

- 1 本校則の施行について必要な事項は、校長が別に定める。
- 2 本校則は1982年4月よりこれを施行する。
- 3 本校則は1996年4月1日より大学名称変更に伴いその一部を改定し実施する。
- 4 本校則は1997年4月1日よりその一部を改定し実施する。

- 5 改定後の学則は、1998年4月1日から施行する。
- 6 付則第1項は、削除する。
- 7 改正後の学則の施行に伴い、改正前の学則において平成10年度に2年次に在籍する学生については、改正後の学則では4年次に在籍するものとする。
- 8 本学則は1999年4月1日よりその一部を改定し実施する。
- 9 本学則は2000年4月1日よりその一部を改定し実施する。
- 10 本学則は2003年4月1日よりその一部を改定し実施する。
- 11 本学則は2007年4月1日よりその一部を改定し実施する。
- 12 本学則は2013年4月1日よりその一部を改定し実施する。
- 13 本学則は2015年4月1日よりその一部を改正し実施する。
- 14 本学則は2019年4月1日よりその一部を改正し実施する。
- 15 本学則は2020年4月1日よりその一部を改正し実施する。
- 16 本学則は2021年4月1日よりその一部を改正し実施する。

別表1: 授業科目表(牧師養成コース)

1. 第I期(1~2年次)科目

分野	授 業 科 目	1年次		2年次		授業時数	
		年間授業 時間数	週授業 時間数	年間授業 時間数	週授業 時間数	合 計(単位数)	
						必修	選択
聖書語学	ヘブル語Ⅰ			60	4	60 (4)	
	ヘブル語Ⅱ			60	4	60 (4)	
	ギリシア語Ⅰ	60	4			60 (4)	
	ギリシア語Ⅱ	60	4			60 (4)	
	ラテン語Ⅰ			30	2		30 (2)
	ラテン語Ⅱ			30	2		30 (2)
旧約聖書	旧約緒論Ⅰ	30	2			30 (2)	
	旧約緒論Ⅱ	30	2			30 (2)	
	旧約神学Ⅰ			30	2		30 (2)
	旧約神学Ⅱ			30	2		30 (2)
新約聖書	新約緒論Ⅰ	30	2			30 (2)	
	新約緒論Ⅱ	30	2			30 (2)	
	新約釈義a			30	2	30 (2)	
	新約釈義b			30	2	30 (2)	
	新約神学Ⅰ			30	2		30 (2)
	新約神学Ⅱ			30	2		30 (2)
	新約原典講読			30	2		30 (2)
歴史神学	歴史神学Ⅰ(初代教会)	30	2			30 (2)	
	歴史神学Ⅱ(中世)	30	2			30 (2)	
	歴史神学Ⅲ(宗教改革)			30	2	30 (2)	
	歴史神学Ⅳ(近・現代)			30	2	30 (2)	
ルター	ルターの生涯	30	2				30 (2)
	ルターの神学	30	2				30 (2)
	ルターと聖書	30	2				30 (2)
	ルーテル教会	30	2				30 (2)
組織神学	神学通論	30	2			30 (2)	
	教義学概説Ⅰ	30	2			30 (2)	
	教義学概説Ⅱ			30	2	30 (2)	
	教義学Ⅰ			30	2	30 (2)	
	キリスト教倫理Ⅰ	30	2			30 (2)	
	キリスト教倫理Ⅱ	30	2			30 (2)	
実践神学	宣教学	30	2			30 (2)	
	牧会学	30	2			30 (2)	
	礼拝学			30	2	30 (2)	
	説教学			30	2	30 (2)	
	牧会心理	30	2			30 (2)	
	臨床牧会教育Ⅰ			30	2	30 (2)	
	教会教育と幼児教育	30	2				30 (2)
	礼拝の理論と実践Ⅰ	30	2			30 (2)	
	礼拝の理論と実践Ⅱ	30	2			30 (2)	
	五感のクリスチャン・スピリチュアリティ	30	2				30 (2)
実習	教会実習Ⅰ	90	6			90 (2)	
	教会実習Ⅱ			90	6	90 (2)	
	臨床牧会教育Ⅱ			150	10	150	
合計		840		840		1290 (68)	390 (26)

2. 第Ⅱ期(3～4年次)科目

分野	授 業 科 目	3年次		4年次		授業時数	
		年間授業 時間数	週授業 時間数	年間授業 時間数	週授業 時間数	合 計(単位数)	
						必修	選択
旧約聖書	旧約釈義a	30	2			30 (2)	
	旧約釈義b			30	2	30 (2)	
	旧約原典講読	30	2				30 (2)
	旧約神学特講			30	2		30 (2)
新約聖書	新約神学特講Ⅰ	30	2				30 (2)
	新約神学特講Ⅱ	30	2				30 (2)
歴史神学	日本キリスト教史	30	2				30 (2)
	信条学			30	2	30 (2)	
	歴史神学特講			30	2		30 (2)
ルター	ルター原典講読(ドイツ語)Ⅰ			30	2		30 (2)
	ルター原典講読(ドイツ語)Ⅱ			30	2		30 (2)
	ルター原典講読(ラテン語)Ⅰ			30	2		30 (2)
	ルター原典講読(ラテン語)Ⅱ			30	2		30 (2)
	<u>ルター神学特講</u>			30	2	30 (2)	
組織神学	教義学Ⅱ	30	2			30 (2)	
	教義学特講			30	2		30 (2)
	キリスト教倫理特講			30	2		30 (2)
	エキュメニズム論			30	2		30 (2)
	現代思想との対話Ⅰ	30	2				30 (2)
	現代思想との対話Ⅱ			30	2		30 (2)
実践神学	実践神学演習			60	4	60 (2)	
	説教学演習	60	4			60 (2)	
	礼拝学特講			30	2		30 (2)
	牧会カウンセリング			30	2	30 (2)	
実習	教会実習Ⅲ	90				90 (2)	
	教会実習Ⅳ			270		270 (2)	
	宣教研修	1000				1000	
総合科目	神学総合演習			60	4	60 (4)	
卒業論文	卒業論文(研究及び指導)	30		60		90 (4)	
合計		1390		900		1810 (28)	480 (32)

別表2: 授業科目表(神学一般コース)

分野	授 業 科 目	1年次		2年次		授業時数	
		年間授業 時間数	週授業 時間数	年間授業 時間数	週授業 時間数	合 計(単位数)	
						必修	選択
聖書語学	ヘブル語Ⅰ			60	4		60 (4)
	ヘブル語Ⅱ			60	4		60 (4)
	ギリシア語Ⅰ	60	4				60 (4)
	ギリシア語Ⅱ	60	4				60 (4)
	ラテン語Ⅰ			30	2		30 (2)
	ラテン語Ⅱ			30	2		30 (2)
旧約聖書	旧約緒論Ⅰ	30	2				30 (2)
	旧約緒論Ⅱ	30	2				30 (2)
	旧約神学Ⅰ			30	2		30 (2)
	旧約神学Ⅱ			30	2		30 (2)
	旧約釈義a			30	2		30 (2)
	旧約釈義b			30	2		30 (2)
	旧約原典講読			30	2		30 (2)
	旧約神学特講			30	2		30 (2)
新約聖書	新約緒論Ⅰ	30	2				30 (2)
	新約緒論Ⅱ	30	2				30 (2)
	新約釈義a			30	2		30 (2)
	新約釈義b			30	2		30 (2)
	新約神学Ⅰ			30	2		30 (2)
	新約神学Ⅱ			30	2		30 (2)
	新約原典講読			30	2		30 (2)
	新約神学特講Ⅰ			30	2		30 (2)
	新約神学特講Ⅱ			30	2		30 (2)
歴史神学	歴史神学Ⅰ(初代教会)	30	2				30 (2)
	歴史神学Ⅱ(中世)	30	2				30 (2)
	歴史神学Ⅲ(宗教改革)			30	2		30 (2)
	歴史神学Ⅳ(近・現代)			30	2		30 (2)
	日本キリスト教史			30	2		30 (2)
	信条学			30	2		30 (2)
	歴史神学特講			30	2		30 (2)
ルター	ルターの生涯	30	2				30 (2)
	ルターの神学	30	2				30 (2)
	ルターと聖書	30	2				30 (2)
	ルーテル教会	30	2				30 (2)
組織神学	神学通論	30	2			30 (2)	
	教義学概説Ⅰ	30	2				30 (2)
	教義学概説Ⅱ			30	2		30 (2)
	教義学Ⅰ			30	2		30 (2)
	教義学Ⅱ			30	2		30 (2)
	キリスト教倫理Ⅰ	30	2				30 (2)
	キリスト教倫理Ⅱ	30	2				30 (2)
	キリスト教倫理特講			30	2		30 (2)
	教義学特講			30	2		30 (2)
	エキュメニズム論			30	2		30 (2)
	現代思想との対話Ⅰ			30	2		30 (2)
	現代思想との対話Ⅱ			30	2		30 (2)

分野	授 業 科 目	1年次		2年次		授業時数	
		年間授業 時間数	週授業 時間数	年間授業 時間数	週授業 時間数	合 計(単位数)	
						必修	選択
実践神学	宣教学	30	2				30 (2)
	牧会学	30	2				30 (2)
	礼拝学			30	2		30 (2)
	説教学			30	2		30 (2)
	牧会心理	30	2				30 (2)
	教会教育と幼児教育	30	2				30 (2)
	五感のクリスチャン・スピリチュアリティ	30	2				30 (2)
	礼拝の理論と実践I			30	2		30 (2)
総合人間学	人間・文化とキリスト教I	30	2				30 (2)
	人間・文化とキリスト教Ⅱ	30	2				30 (2)
	キリスト教の人間観I	30	2				30 (2)
	キリスト教の人間観Ⅱ	30	2				30 (2)
	人間の尊厳と人権	30	2				30 (2)
	社会福祉とキリスト教	30	2				30 (2)
	キリスト教と生命倫理	30	2				30 (2)
	世界の宗教I	30	2				30 (2)
	日本における死生学	30	2				30 (2)
	キリスト教と死生学	30	2				30 (2)
	旧約聖書精読	30	2				30 (2)
	新約聖書精読	30	2				30 (2)
	旧約聖書の人間観	30	2				30 (2)
	新約聖書の人物像	30	2				30 (2)
	聖書に見るジェンダー	30	2				30 (2)
	キリスト教美術特講	30	2				30 (2)
	キリスト教文学特講I	30	2				30 (2)
	日本の宗教I	30	2				30 (2)
	キリスト教音楽実技Ⅰ	60	4				60 (2)
	キリスト教音楽実技Ⅱ			30	2		30 (1)
	キリスト教音楽実技Ⅲ			30	2		30 (1)
総合科目	特講ゼミナールⅠ	30	2				30 (2)
	特講ゼミナールⅡ	30	2				30 (2)
	特講ゼミナールⅢ			30	2		30 (2)
	特講ゼミナールⅣ			30	2		30 (2)
	ルター神学特講			30	2		30 (2)
卒業論文	卒業論文(研究及び指導)			60	4		60 (4)
合計		1350		1260		30 (2)	2580 (168)

別表3: 学生納付金

1. 入学者に係わる学生納付金

	牧師養成コース	神学一般コース	備考
授業料	550,000 円	390,000 円	
入学金	100,000 円	100,000 円	入学時一括納付金
施設費	100,000 円	100,000 円	入学時納付金
設備費	80,000 円	80,000 円	
休学在籍料	150,000 円	150,000 円	

2. 入学試験に係わる納付金

入学検定料 35,000 円

但し、再入学者、ルーテル学院大学の学生及び卒業生については、入学検定料を免除する。

3. 科目等履修生聴講料

2時間の授業1学期(15 コマあたり)で 25,000 円

4. 研究生在籍料

1 年間 200,000 円